

本多フロンティア賞規程

平成16年2月12日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人本多記念会（以下「記念会」という。）が故本多光太郎博士の偉業を永く記念するための事業の一つとして、理工学特に金属材料などの無機材料、有機材料及びこれらの複合材料の3分野のいずれかの分野に関する研究を行い、学術面あるいは技術面において画期的な発見又は発明を行った者に対して記念賞を贈ることを定めるものとする。

(名称)

第2条 この賞を本多フロンティア賞とする。

(褒賞金)

第3条 本多フロンティア賞は褒賞金50万円とする。

(件数)

第4条 本多フロンティア賞は、原則として、毎年贈呈することとし、件数は2件以内とする。

(授賞計画)

第5条 記念会は、原則として、毎年5月に次年度の授賞計画を決定し、本多フロンティア賞受賞候補者募集要項を公表するとともに、学識経験者に依頼して、広く候補者の発掘に努める。

(受賞候補者選考委員会の設置)

第6条 候補者の選考を行うため、理事会の中に、本多フロンティア賞受賞候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織と任期)

第7条 選考委員会は若干名の委員をもって組織し、うち委員長1名及び副委員長1名をおく。

2 委員は、理事、理事経験者及び学識経験あるもののうちから、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、授賞式を完了したときに終わる。

(選考委員会の招集と審査)

第8条 委員長は、選考委員会を招集して、別に定める本多フロンティア賞受賞候補者選考委員会規程に基づき、審査を行う。

(審査報告)

第9条 前条の規定により受賞候補者が決定したときは、委員長は審査の経過及び結果を理事長に報告する。

(受賞者及び授賞式期日の公表)

第10条 記念会は、毎年2月23日（故本多博士誕生日）に受賞者及び授賞式の期日を公表する。

(授賞)

第11条 授賞は毎年5月、本多記念賞授賞式当日に行うことを原則とし、選考委員会の審査報告に基づき、理事会、評議員会の議決を経て、理事長が行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、授賞について必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正）

この規程は、平成24年5月11日から施行する。